

次期計画についての視点（下線が現計画からの変更点）

第1章 計画策定の概要

1 趣旨

- ・ 現計画を平成30年3月に策定、令和2年度に中間評価を行い、各施策に取り組んできた。
- ・ 現計画の進捗状況、法や制度改正、社会情勢の変化等を踏まえて次期計画を策定する。

2 位置づけ

（1）法令根拠

- ・ 障害者保健福祉計画（障害者基本法第11条第3項における市町村障害者計画）
- ・ 障害福祉計画（障害者総合支援法第88条第1項）
- ・ 障害児福祉計画（児童福祉法第33条の20第1項）
- ・ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、市町村障害者基本計画の策定や変更にあたっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされている。

（2）本市の各計画等との関係

- ・ 上位計画：仙台市基本計画 2021-2030
- ・ 他計画：せんだい支えあいのまち推進プラン等と連携

3 対象

- ・ 障害者基本法に基づく障害者の定義
 - 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者。
- ・ これまでの計画においても、3障害（身体障害、知的障害、精神障害）以外の福祉制度の谷間にある方々やその家族も支援対象としている。
- ・ 医療的ケア児者への支援など保健・医療・福祉にまたがる支援の仕組み、生きづらさを生み出す社会環境を変えていくための施策など、障害のある方を支援する施策の推進が必要

4 計画期間

- ・ 障害者保健福祉計画（令和6年度～令和11年度）
- ・ 障害福祉計画（第7期）（令和6年度～令和8年度）
- ・ 障害児福祉計画（第3期）（令和6年度～令和8年度）

5 SDGsとの関係

- ・ 「仙台市SDGs（持続可能な開発目標）推進方針」に基づき、計画に関連する主な目標を次のとおり定める（目標番号：3, 4, 5, 8, 10, 11, 12, 16, 17）

※参考：SDGs 17のゴール

- 1 貧困をなくそう
- 2 飢餓をゼロに
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 6 安全な水とトイレを世界中に
- 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
- 8 働きがいも経済成長も
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 12 つくる責任、つかう責任
- 13 気候変動に具体的な対策を
- 14 海の豊かさを守ろう
- 15 陸の豊かさも守ろう
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナリーシップで目標を達成しよう

第2章 障害のある方を取り巻く現状

1 社会の動き

(1) 法律の変遷

- ・ 障害者基本法（平成5年）制定までの変遷
- ・ 障害者総合支援法（平成26年）制定までの変遷

(2) 障害者権利条約の批准

- ・ 国連総会において採択（平成18年）
- ・ 日本の署名・批准、批准に向けた法整備の変遷
- ・ 障害者権利委員会の日本審査及び総括所見（令和4年）

(3) 災害・感染症等の非常時・緊急時の対応

- ・ 東日本大震災後、福祉避難所の整備や災害時要援護者登録制度の拡充を進めてきた。
- ・ 災害対策基本法の改正（令和3年）により、個別避難計画の策定が努力義務となった。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた、予期せぬ非常時や緊急時の障害のある方への配慮、速やかな対応の必要性を改めて認識した。

2 国の施策等の動向

(1) 障害理解・差別解消

- ・ 障害者差別解消法が改正され、事業者の合理的配慮が義務化された。
- ・ 市障害者差別解消条例も改正し、事業者の合理的配慮を義務化したほか、教育等に関する取組等を追加した。

(2) 障害のある子どもへの支援

- ・ 医療的ケア児支援法が制定され、国・地方公共団体の責務が明確化された。
- ・ 子ども家庭庁設置法、子ども基本法が制定され、子どもや若者に関する施策を総合的に実施していく基盤整備が図られた。

(3) 社会参加の充実

- ・ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が制定され、障害者による情報取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の総合的推進等が掲げられている。
- ・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が制定され、文化芸術活動を通じた個性と能力の発揮、社会参加の促進等が掲げられている。
- ・ 障害者法定雇用率が民間企業2.3%、国及び地方公共団体は2.6%に引き上げられ、障害者雇用の一層の促進が求められている。

(4) 障害者基本計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針

- ・ 障害者基本計画（第5次）、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画に係る国の基本指針を踏まえ、本計画を策定する。

3 本市の現状

- ・ 手帳所持者数
- ・ 指定難病・小児慢性特定疾病患者数
- ・ 障害福祉サービス利用者数、事業所数
- ・ 基礎調査により把握されたニーズ等

4 前計画期間の振り返り

- ・ 前計画の基本方針
- ・ 前計画での主な新規・拡充の取り組み
- ・ 課題と国の動向

第3章 計画の方向性

1 理念

- ・ 共生のまち・共生する社会
 - ※現計画の理念を継承し、仙台市基本計画に沿って一部修正。
 - ※仙台市基本構想（平成23年度～令和2年度）：支え合う健やかな共生の都
 - ※仙台市基本計画（令和3年度～）：
 - 都市個性 共生（市民の力で築き上げてきた共生社会）
 - 多様性が社会を動かす共生のまちへ

2 基本目標

- ・ 一人ひとりが違いを認めあい、尊重しあい、支えあう、誰もが生きがいを感じられる共生のまちをともにつくる
 - ※理念に合わせた修正

3 基本方針

- (1) 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進
 - ・ 自立した生活を送るためには、社会的障壁を取り除くことが必要。
 - ・ 市民や事業者の障害理解促進を図るため、こどもから大人まで、幅広く取り組みを進める。
 - ・ 障害者差別の解消、障害者虐待の防止、成年後見制度の利用支援など、権利擁護の取り組みを進める。
- (2) 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実
 - ・ 障害や発達の遅れを早期に発見し、家族の理解を促しながら切れ目のない支援を行うことが重要。
 - ・ 日常の過ごしの中で必要な支援が受けられるよう、子育て・教育・福祉分野の関係機関が連携して取り組みを進める。
 - ・ 医療的ケア児や重症心身障害児などへの支援の充実に向けて、関係機関による情報共有や課題整理を行うことで、連携強化を図る。

- (3) 地域での安定した生活を支援する体制の充実
- ・ 障害のある方が自分の意志で物事を選択して、それぞれの地域で安全に安心して暮らせるよう、相談支援など様々な支援を行う。
 - ・ 支援にあたっては、各障害、難病、重症心身障害、医療的ケア、その他心身の障害など、一人ひとりの障害等の特性に応じた支援を展開する。
- (4) 自分らしさを発揮できる就労と社会参加の充実
- ・ 障害のある方の希望や能力に応じた働きがいのある職場が生まれるよう、企業への啓発、ふれあい製品の販売促進、地域の関係機関が連携した支援体制の構築等を図る。
 - ・ スポーツ、レクリエーション、文化芸術等の領域で、障害のある方が才能を発揮する機会、障害のある方の希望に応じて参加できる機会、障害の有無にかかわらず交流できる場を作っていく。
- (5) 安心して暮らせる生活環境の整備
- ・ 誰もがくらしやすい社会を実現するために、利用しやすい市有施設等の整備や障害特性に応じたアクセシビリティの向上を推進する。
 - ・ (仮称) 青葉障害者福祉センター、生活介護事業所、グループホームなど地域に必要な施設の整備や公立施設の老朽化対策に取り組む。
 - ・ 障害福祉サービスの利用増加や多様なニーズへの対応等のため、引き続き障害福祉分野で働く人材の確保が課題になっているため、人材の確保・定着に向けた支援を行っていく。

4 施策展開

(1) 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進

- ① 理解促進・差別解消
- ② 虐待防止・成年後見制度等

(2) 障害のある児童や発達に不安のある児童に対する支援の充実

- ① 早期発見・早期支援
- ② 保育・療育
- ③ 教育・発達支援
- ④ 放課後支援
- ⑤ 家族支援

(3) 地域での安定した生活を支援する体制の充実

- ① 相談支援
- ② 生活支援
- ③ 居住支援
- ④ 地域移行・地域定着支援
- ⑤ 保健・医療・福祉連携
- ⑥ 給付・手当等

(4) 自分らしさを発揮できる就労と社会参加の充実

- ① 一般就労・福祉的就労
- ② 日中活動
- ③ スポーツ・レクリエーション・文化芸術
- ④ 当事者活動
- ⑤ 移動・外出支援
- ⑥ 意思疎通支援

(5) 安心して暮らせる生活環境の整備

- ① バリアフリー・ユニバーサルデザイン
- ② サービス提供体制の基盤整備
- ③ 防災・減災等
- ④ 事業所支援・人材支援

※全体の構成に変更はないが、一部文言を修正

(1) 共生社会の実現に向けた障害理解の促進と権利擁護の推進

○基本方針の目標値（指標、目標値、設定根拠）

①理解促進・差別解消

○施策の目標値（指標、目標値、設定根拠）

○現状と課題

○施策と方向性

○重点取組

※以降、基本方針・施策体系ごとに上記項目を記載

第4章 到達目標

1 到達目標

第5章 障害福祉サービス等の見込量及びその確保のための方策

1 見込量の推計の考え方

2 見込量確保のための方策等

3 見込量

第6章 計画の推進

1 推進体制

- ・ 庁内関係部署、市民、事業者等、様々な主体と協働して計画を推進する。
- ・ 障害者施策推進協議会において、計画の進捗等に関する監視や調査等を実施する。

2 各主体の役割

- ・ 行政（市）：国、県、関係機関等と協調・連携し、推進していく。
- ・ 障害者団体・事業所：団体や事業所間の連携を深めることで、自立と社会参加を推進することが期待される。
- ・ 企業：障害者の雇用拡大、障害のある方が住みやすい地域や社会づくりへの取組が期待される。
- ・ 地域：市民、団体、企業等のつながりが強くなることで、安心して暮らせる環境づくりに結び付くことが期待される。
- ・ 市民：障害理解を深め、障害の有無に係わらずともに暮らす社会の実現に向けて努力が必要。

3 計画の普及・啓発

- ・ 市ホームページ掲載、庁舎等での配布により広く市民に周知。
- ・ 音声コード、点字版、テキスト版、平易版等による情報保障の実施。

4 計画の達成状況の点検及び評価

- ・ 目標値、到達目標及び見込量については、定期的の実績を把握し、達成状況を検証。
- ・ 毎年度、障害者施策推進協議会に報告し、公表する。
- ・ 障害者施策推進協議会では、計画に係る監視・調査・分析・評価を行い、対策を検討・実施していく。

第7章 計画関連事業一覧

《資料編》